

(別表) 湖南省書かない窓口システムの導入に係る構築・保守・運用業務委託
評価基準表

1 事業者の評価

評 価 事 項	配分	大変良い	良い	普通	やや劣る	劣る
①書かない窓口システムまたはこれに類似したシステムの業務に関しての十分な知識、実績、技術力はあるか。	5	5	4	3	2	1
②業務遂行のための人員や組織の体制、役割分担等が具体的に示され、配置担当者の能力、実績等が本業務を円滑に実施できるものであるか。	10	10	8	6	4	2
合 計	15					

2 提案書の評価

評 価 事 項	配分	大変良い	良い	普通	やや劣る	劣る
①業務の目的、内容について十分に理解した企画となっているか。	10	10	8	6	4	2
②職員の事務の効率化や負担軽減に期待ができるか。	15	15	12	9	6	3
③操作性が容易である等、住民にとって使いやすく利便性の高いものであるか。	15	15	12	9	6	3
④情報漏えいや改ざんの防止、個人情報の管理、データのバックアップ等、情報の取扱いに関して必要なセキュリティ対策が取られているか。	5	5	4	3	2	1
⑤マニュアルの作成や導入後のサポート体制など、円滑な運用が期待できるか。	10	10	8	6	4	2
⑥その他の内容を踏まえ、湖南省にとって有益となるような魅力的な提案がなされているか（総合的に判断）。	10	10	8	6	4	2
合 計	65					

3 価格の評価

評 価 事 項	配分	大変良い	良い	普通	やや劣る	劣る
①構築経費に係る提案価格	10	(別紙の基準により算出する)				
②運用（利用料・保守料）経費に係る提案価格	10	(別紙の基準により算出する)				
合 計	20					

総 合 計	100					
-------	-----	--	--	--	--	--

別紙（構築・運用（利用料・保守料）経費に係る提案価格の評価基準）

① 構築経費に係る提案価格

1) 2 者以上の提案があった場合

見積額が最も低額であった事業者を満点（10点）とし、次点以降の事業者の得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 基準差額(A) = 見積上限額 - 最も低額であった事業者の見積額

(2) 見積差額(B) = 見積上限額 - 提案事業者の見積額

(3) 得点 = (B) / (A) × 配点

※得点に端数が生じた場合は、小数点以下第一位で四捨五入し整数とする。

2) 提案事業者が 1 者であった場合

得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 見積上限額の60%未満：配点*100%

(2) 見積上限額の70%未満：配点*80%

(3) 見積上限額の80%未満：配点*60%

(4) 見積上限額の90%未満：配点*40%

(5) 見積上限額の95%未満：配点*20%

② 運用（利用料・保守料）経費に係る提案価格

1) 2 者以上の提案があった場合

見積額が最も低額であった事業者を満点（10点）とし、次点以降の事業者の得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 基準額(A) = 18,490,200（構築経費の見積上限額の12%（1年あたり×5か年））

(2) 基準差額(B) = 基準額(A) - 最も低額であった事業者の見積額

(3) 見積差額(C) = 基準額(A) - 提案事業者の見積額

(4) 得点 = (C) / (B) × 配点

※得点に端数が生じた場合は、小数点以下第一位で四捨五入し整数とする。

2) 提案事業者が 1 者であった場合

得点は、次のとおり算出するものとする。

(1) 基準額(A)の60%未満：配点*100%

(2) 基準額(A)の70%未満：配点*80%

(3) 基準額(A)の80%未満：配点*60%

(4) 基準額(A)の90%未満：配点*40%

(5) 基準額(A)の95%未満：配点*20%